



富山一9

立ち入り禁止区域

凡 例

	立入禁止区域	色別・区域	期間
1	鳥獣保護区・休養区	(紫色)	過 年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林 野等、署長等が入立禁止とする場所	(青色)	過 年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 請負（養材生産、造林、治山、林道等） 委託箇所（収穫調査、巡視、測定等） 庶務箇所（収穫調査、巡視）	(太い黒色)	R8.4.1 ～ R8.11.14
4	地方自治体等が有害捕獲事業を実施するた めに狩猟者の立入を制限する区域	(赤色)	R8.4.1 ～ R8.11.14

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。